

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市水産業共同利用施設設置条例（平成26年南相馬市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請等)

第2条 条例第6条第1項の規定により、水産業共同利用施設（以下「施設」という。）の利用許可を受けようとする者は、事前に水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、施設の運営上支障がないと指定管理者が認めたときは、前項に定める期間の前においても利用の申請をすることができる。

(1) 市又は指定管理者が、主催又は共催する事業で利用するとき。

(2) 市又は指定管理者が、修繕、保守点検等で利用するとき。

(3) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その利用を許可するときは、水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用許可書（様式第2号）を交付し、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(利用許可の順序)

第4条 施設の利用許可は、申請書が受理された順序によるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の取消し又は変更の手続き)

第5条 施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、その利用を取り消し、又は変更しようとするときは、遅滞なく水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用（取消し・変更）申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、利用の取消し又は変更の申し込みは、原則として利用しようとする日の2日前までにしなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用（取消し・変更）承認書（様式第4号）を交付するものとする。

(利用許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、条例第8条第1項の規定により、利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止するときは、水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用（取消・制限・停止）決定書（様式第5号）により通知するものとする。

（利用料金の納入）

第7条 条例第23条の利用料金は、利用する前日、年度単位で許可するものにあつては利用を開始する年度の4月末日、年度単位で許可するもののうち年度途中から利用を開始するものにあつては納入通知書を発する日から14日以内の日までに納入しなければならない。利用許可を受けた後に利用の内容を変更し、利用料金を追加納入する場合も同様とする。

（利用料金の返還）

第8条 条例第25条ただし書の規定により、利用料金を返還する場合は、次の各号に掲げる場合とし、返還する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 指定管理者において施設の管理上必要が生じたことにより利用の許可を取り消したとき 既納の利用料金の全額
- (2) 利用者の責めによらない理由により施設を利用できないとき 指定管理者が市長と協議して定める額
- (3) 利用開始の日前10日までに利用の取り消しについて届け出があったとき 全額
- (4) 利用開始の日前10日までに許可事項の変更の申請があり、指定管理者の許可を受けたとき 変更部分に相当する額

2 前項の規定により、利用料金の返還を受けようとする者は、水産業共同利用施設利用料金返還申請書（様式第6号）を指定管理者に提出しなければならない。

（損傷等の届出）

第9条 利用者は、施設又は設備器具（次条において「施設等」という。）を損傷し、若しくは滅失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、指示を受けなければならない。

（利用時間及び利用後の整理）

第10条 施設の利用時間には、準備及び後片付け時間を含むものとし、利用者は、施設の利用を終了したときは、速やかに清掃を行い、施設等を原状に回復しなければならない。

（指定管理者の立入り）

第11条 利用者は、指定管理者が管理上の必要により立ち入りを要求したときは、これを拒むことができない。

（公募に明示する事項）

第12条 市長は、条例第14条の規定により指定管理者の公募を行う場合は、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容
- (4) 指定の期間
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 市が支払うべき管理の費用（以下「指定管理料」という。）に関する事項
- (7) 申請者の資格要件

- (8) 申請方法及び選定の基準
- (9) その他市長が必要と認める事項
(指定申請書の提出等)

第13条 条例第16条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定管理者指定申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
(選定結果の通知)

第14条 市長は、条例第16条第2項の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請団体に通知しなければならない。

(協定書に定める事項)

第15条 条例第19条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 施設の管理に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (8) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(市長による管理)

第16条 第2条から第9条まで及び第11条並びに様式第1号から様式第6号までの規定は、指定管理者に代わって、市長が施設の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第2条第1項中「指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」とあるのは「市長」と、同条第3項第1号及び第2号を除く同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項第1号及び第2号中「市又は指定管理者」とあるのは「市」と、第3条から第6条まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項第2号を除く第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第1項第2号中「指定管理者が市長と協議して」とあるのは「市長が」と、第9条及び第11条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第1号中「水産業共同利用施設(施設・設備器具)利用許可申請書」とあるのは「水産業共同利用施設(施設・設備器具)使用許可申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第2号中「水産業共同

利用施設（施設・設備器具）利用許可書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用許可書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第3号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用（取消し・変更）申請書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用（取消し・変更）申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第4号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用（取消し・変更）承認書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用（取消し・変更）承認書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第5号中「水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用（取消・制限・停止）決定書」とあるのは「水産業共同利用施設（施設・設備器具）使用（取消・制限・停止）決定書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第6号中「水産業共同利用施設利用料金返還申請書」とあるのは「水産業共同利用施設使用料返還申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（その他）

第17条 この規則に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年9月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 南相馬市水産業共同利用施設設置条例の一部を改正する条例（平成27年南相馬市条例第13号。以下「条例」という。）附則第2項の規定により条例の施行前に行われる準備行為は、改正後の南相馬市水産業共同利用施設設置条例施行規則の規定により行うことができる。

附 則（平成28年3月31日規則第51号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

申請番号第 号					
水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用許可申請書					
年 月 日					
(指定管理者)					
申請者住所					
団 体 名					
氏 名 ㊤					
連絡先 電話番号 ()					
次のとおり施設等を利用したいので、申請します。					
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
利用目的					
利用施設名 (いずれかに○)	漁船保全修理施設・作業保管（漁具倉庫）施設・作業保管 （作業場）施設・水産物荷さばき施設				
利用場所					
利用器具名及び数量					
利用責任者	住所 氏名 電話番号 ()				
備考					
申請のとおり決定してよろしいか伺います。					
利用時間	規 定 利 用 料 金				
その他参考事項					
			受付者	決定区分	1 許可
					2 不許可
				許可年月日	年 月 日

※ 太枠内を記入ください。
※ 漁船の重量を確認できる資料を添付してください。

様式第 2 号（第 3 条関係）

（表）

許可番号第 号					
水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用許可書					
年 月 日					
申請者 様					
(指定管理者)					
次のとおり許可します。					
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
利用目的					
利用施設名 (いずれかに○)	漁船保全修理施設・作業保管（漁具倉庫）施設・作業保管 （作業場）施設・水産物荷さばき施設				
利用場所					
利用器具名及び数量					
利用責任者	住所 氏名 電話番号 ()				
備考					
利用時間				規定利用料金	
その他参考事項					
			受付者	決定区分	1 許可
					2 不許可
				許可年月日	年 月 日

(裏)

※許可条件

- 1 使用の際は、この許可書を提示すること。
- 2 利用者は上乗保険に加入すること。
- 3 ウインチの操作は、労働安全衛生法第59条に基づく安全衛生教育を受けた者が行うこと。
- 4 ウインチ作動中は、ワイヤーの内角に侵入しないこと。
- 5 施設内の秩序を守るために責任者を置くこと。
- 6 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- 7 必要耐用重量を超えて使用しないこと。
- 8 施設及び附属設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。
- 9 敷地内での喫煙はしないこと。
- 10 使用許可を受けていない設備を利用しないこと。
- 11 利用時間内に、準備片付けを行うこと。また、利用者は、利用を終了したときは、室内を清掃し、設備等を原状に回復すること。
漁具倉庫の利用は年度毎とし同一場所に同一人物が同一物を長期間占有することがないようにすること。
- 12 事前に避難経路を確認し、非常の際、作業者を安全に避難誘導すること。
- 13 作業者の安全確保に十分配慮すること。
- 14 その他指定管理者の指示に従うこと。

様式第 3 号（第 5 条関係）

					申請番号第 号	
水産業共同利用施設（施設・設備器具） 利用（取消し・変更）申請書						
平成 年 月 日						
(指定管理者)						
		申請者		住所		
				団体名		
				氏名 ㊟		
				電話番号 ()		
次のとおり施設等の利用を（変更・取消し）したいので、申請します。						
申 請 年 月 日				許 可 年 月 日		
許可番号		第 号				
利用責任者						
許可を受けた内容	利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
	利用目的					
	利用施設名 (いずれかに○)	漁船保全修理施設・作業保管（漁具倉庫）施設・作業保管（作業場）施設・水産物荷さばき施設				
	利用場所					
	利用器具名及び数量					
変更（取消）の内容						
変更（取消）の理由						
利用料金						
既納利用料金						
変更後利用料金						
差引利用料金						
備考						
申請のとおり決定してよろしいか伺います。						
利用時間				規定利用料金		
その他参考事項						
			受付者	決定区分	1 許可	
					2 不許可	
				許可年月日	年 月 日	

使用許可書、漁船の重量を確認できる資料を添付してください

様式第4号（第5条関係）

		承認番号第 号	
水産業共同利用施設（施設・設備器具）利用 （取消し・変更）承認書			
		年 月 日	
申請者 様			
(指定管理者)			
次のとおり許可します。			
申請年月日		許可年月日	
許可番号		第 号	
利用責任者			
許可を受けた内容	利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	利用目的		
	利用施設名 (いずれかに○)	漁船保全修理施設・作業保管（漁具倉庫）施設・作業保管（作業場）施設・水産物荷さばき施設	
	利用場所		
	利用器具名及び数量		
変更（取消）の内容			
変更（取消）の理由			
利用料金			
既納利用料金			
変更後利用料金			
差引利用料金			
備考			
利用時間		規定利用料金	
その他参考事項			
		受付者	1 許可
			2 不許可
		許可年月日	年 月 日

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

水産業共同利用施設(施設・設備器具)
利用(取消・制限・停止)決定書

申請者 様

(指定管理者)

次のとおり、利用(取消・制限・停止)を決定します。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
許可番号			
許可を受けた内容	利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	利用目的		
	利用場所		
	利用施設名、利用器具名及び数量		
取消・制限・停止の理由			
利用料金	円		

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南相馬市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南相馬市を被告として(訴訟において市を代表する者は南相馬市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

水産業共同利用料返還申請書

指定管理者

所在地
団体名
代表者名
電話番号 () ⑩

次のとおり、水産業共同利用施設利用料金の返還を申請します。
太枠の中のみご記入願います。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
許可番号			
許可を受けた 内容	利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
	利用目的		
	利用施設名 (いずれかに○)	漁船保全修理施設・作業保管（漁具倉庫）施設・作業保管（作業場）施設・水産物荷さばき施設	
	利用場所		
	利用器具名及び数量		
変更(取消)の理由			
利用料金	円		
既納利用料金	円		
返還額計	円		
備考			

1 使用許可書・使用(変更・取消)承認書を添付してください。

様式第 7 号（第 13 条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

南相馬市長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

電 話 番 号

南相馬市水産業共同利用施設設置条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、水産業共同利用施設の指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 管理に関する業務の事業計画書
- 2 管理に関する業務の収支予算書
- 3 定款の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、
会則等）
- 4 前事業年度の損益計算書及び貸借対照表
- 5 市税の完納証明書
- 6 宣誓書